

日薬連発第 652 号

2022 年 9 月 12 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会

(押印省略)

【周知】安全運転管理者制度に関する留意事項について（連絡）

標記について、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課を経由して、警察庁交通局交通企画課より、下記及び別添のとおり周知連絡がありましたので、貴団体加盟企業に周知願います。

＜「警察庁交通局交通企画課」からの連絡文＞

業務使用の自家用自動車における飲酒運転防止対策については、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 3 年内閣府令第 68 号）第 1 条の規定により、安全運転管理者の業務として、運転者の酒気帯びの有無の確認（以下「酒気帯び確認」といいます。）を目視等により行うこと及びその内容を記録して 1 年間保存することを義務付ける規定（以下「目視等義務化規定」といいます。）が設けられ、令和 4 年 4 月 1 日から施行されるとともに、同府令第 2 条の規定により、アルコール検知器を用いた酒気帯び確認を行うこと並びにその内容を記録して 1 年間保存すること及びアルコール検知器を常時有効に保持することを義務付ける規定（以下「アルコール検知器使用義務化規定」といいます。）が設けられ、同年 10 月 1 日から施行することとされているところ、最近のアルコール検知器の供給状況等を踏まえ、当分の間、アルコール検知器使用義務化規定を適用しないこととし、道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令により、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）附則第 6 項として、当分の間、アルコール検知器使用義務化規定を目視等義務化規定に読み替える規定が設けられ、同日から施行することとされました。

この「当分の間」について、現時点において、十分な数のアルコール検知器が市場に流通するようになる見通しが立っていないため、具体的な時期を示すことはでき

ませんが、その見通しが立った時点で、再度、道路交通法施行規則を改正し、できるだけ早期にアルコール検知器使用義務化規定を適用することとしているところ、当庁では、都道府県警察に対し、別添のとおり「安全運転管理者制度に関する留意事項について（通達）」（令和4年9月9日付け警察庁丁交企発第218号）を発出し、酒気帯び確認に関する広報啓発活動等を推進することとしております。